［（第３面）～（第９面）　略］

（第10面）

（別添７：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人及び権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する使用人の氏名）

［略］

（第11面）　［略］

（第12面）

（別添９：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容）

商　号、　名　称　又　は　氏　名

（　　年　　月　　日現在）

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

（第13面）

（別添10：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第33条の８第１項の規定により読み替えて適用する法第33条の５第１項第３号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称）

商　号、　名　称　又　は　氏　名

（　　年　　月　　日現在）

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第33条の８第１項の規定により読み替えて適用する法第33条の５第１項第３号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第33条の８第１項の規定により読み替えて適用する法第33条の５第１項第３号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称		
（ふりがな） 氏名又は名称	役　職　名	監督する投資運用関係業務の内容

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

［（第３面）～（第９面）　同左］

（第10面）

（別添７：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名）

［同左］

（第11面）　［同左］

［加える。］

［加える。］